

「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」の策定の経緯と目的
に関する一考察

—中学校・高等学校の教育実習に着目して—

笠井義明・清宮孝文・高橋和子・和田雅史¹⁾

A Discussion of the Background and Objectives behind the Formulation of
“The Type of Teaching Practice that Shizuoka Prefecture Strives For (Imple-
mentation Policy for Teaching Practice)”

—Focusing on Teaching Practice in Junior and Senior High Schools—

KASAI Yoshiaki KIYOMIYA Takafumi

TAKAHASHI Kazuko WADA Masafumi

Abstract

The purpose of this study is to examine the background and objectives surrounding “The Type of Teaching Practice that Shizuoka Prefecture Strives For (Implementation Policy for Teaching Practice)” based on meeting summaries and supplementary materials from the Teacher Training Council of Shizuoka Prefecture.

Results clarify that, behind the formulation of “The Type of Teaching Practice that Shizuoka Prefecture Strives For (Implementation Policy for Teaching Practice)” is a response to a decrease in the number of applicants to become teachers, with the Prefectural Board of Education aiming to secure the numbers of people motivated to enter into the profession by allowing them to experience the attractiveness of teaching through teaching practice. Subsequently, when the content of the policy was examined, an understanding was reached that in addition to guidance at the school in which the student engaging in teaching practice is stationed, guidance received at the university in which they are enrolled is important. In particular, it is vital that the “preparedness” of those students to be sent out for teaching practice is fully verified and that the universities actively cooperate with schools hosting trainees in order to prevent the guidance at those schools from becoming atrophic. Securing applicants to the teaching profession is an issue, but the “quality” of teachers should not be allowed to deteriorate. Therefore, it is necessary to further enhance “pre and post placement guidance” with reference to the “Shizuoka Prefectural Teacher Training Index.”

Going forward, we would like to clarify how those on the school side perceived the policy when it was formulated as well as issues on the ground that accompany the policy in schools.

Keywords : Teaching Practice, Teaching course, Implementation policy, Collecting materials

1) 静岡産業大学スポーツ科学部
〒438-0043静岡県磐田市大原1572-1

1) *Faculty of Sport Science, Shizuoka Sangyo University*
1572-1 Owara, Iwata, Shizuoka, 438-0043, Japan.

1. 緒言

本研究者は以前、校長を務めた高等学校において、「教員採用試験の合格を目指し、真に教員を志す教育実習生のみを受け入れ、教育実習指導に伴う教員の負担を可能な限り低減して欲しい」との要望を教員から受けたことがある。教育実習生の資質能力等にもよるが、教育実習生の指導は学校現場の教員にとって重い負担となることがある。また、下記のような事例も報告されている。

「午前7時に出勤し、帰宅は深夜12時を過ぎ、実習生を受け入れる時期は、翌日午前3時に帰宅していた」

この一文は、2020年に岐阜新聞の「教育実習校、重い負担『深夜まで業務は当たり前』」¹⁾というタイトルの記事に掲載された一部である。

近年、教員の働き方が問題視され、2006年の中央教育審議会²⁾では「現在、教員をめぐる状況は大きく変化しており、教員の資質能力が改めて問い直されている」と示された。その大きな変化には様々な要因や側面があるとした上で、「社会構造の急激な変化への対応」、「学校や教員に対する期待の高まり」、「学校教育における課題の複雑・多様化と新たな研究の進展」、「教員に対する信頼の揺らぎ」、「教員の多忙化と同僚性の希薄化」、「退職者の増加に伴う量及び質の確保」の6点が掲げられた。特に教員の多忙化については、日本の教員の仕事時間が世界的にも問題視されている。「OECD国際教員指導環境調査」³⁾によると、調査に参加した国(48カ国・地域)の中で日本の中学校教員の1週間当たりの仕事時間は56時間となり、参加国の中で最も長い時間を示した。同様に、日本の小学校教員についても54.4時間となり、参加国の中で最も長い時間であった。

冒頭で示した通り、教育実習は学校現場の仕事時間のさらなる増加の要因となっている可能性がある。教育実習の実態調査を現場に実施した柴山ら⁴⁾は「教育実習生の存在が学校に活気をもたらす」と述べた一方で、教育

実習生の存在により「子供たちが落ち着かなくなる」、「学習進度が予定より遅れる」、「実習受入校側の担当者の負担が大きい」とマイナス面があると示している。また、大学側としても「教育実習」を課題としており、国立大学39校に調査を行った紅林ら⁵⁾は、「教育実習の位置づけ」について検討が必要という回答が7件あったと報告している。したがって、「教育実習」は大学生を受け入れる現場側からも送り出す大学側からも課題点があることがうかがえる。

静岡産業大学(以下、「本学」と略す)では、教員免許状を取得するため、教職課程を履修し、教育実習を行う学生は存在するが、そのすべての学生が教員を志しているわけではない。このような現状では、教育実習生の受け入れ側と教育実習生を送り出す側の本学とで齟齬が生じる可能性がある。そうした教育実習に関する問題が表出する中、静岡県教育委員会は「静岡県が目指す教育実習(教育実習の実施方針)」⁶⁾(表1)を2021年2月に策定した。教育実習に関する実施方針を作成するのは県レベルとしては初めてである。そこで、本研究は「静岡県が目指す教育実習(教育実習の実施方針)」⁶⁾がどのような経緯や目的で策定されたのかを検討することを目的とする。この方針の経緯や目的を把握することは、静岡県内に位置し、教員養成を行っている本学としても意義があると考えられる。また、本学は県内出身者の在学生在が多く、県内の中学校および高等学校で教育実習を行う学生も多い。さらに、これまで本学は、経営学部スポーツ経営学科として、中学校や高等学校等の保健体育の教員免許状の取得が可能であったが、その役割を2021年度に新設されたスポーツ科学部スポーツ科学科が引き継いでいくことになり、スポーツ科学科として、質の高い保健体育科教員の育成を目指していく必要がある。その中で、「静岡県が目指す教育実習(教育実習の実施方針)」⁶⁾についての理解を深めることは、「SHIZUOKAをつくる大学」^{注1)}を謳う本学教職課程に係る指導内容等の充実に資するものでもあると考える。特に、教育実習の準備や振り返りの内容が主要

となる「事前事後指導」においては、その理解を深め、それを活かしていくことによって、教育実習生を受け入れる側も送り出す側も有益な関係を構築できると期待する。したがって、本研究は教育実習について静岡県が示す方針を策定の経緯や目的から把握し、今後の「事前事後指導」を始めとする本学の教員養成に役立てることを目指す。

2. 研究方法

本研究では、2021年7月28日に静岡県教育委員会で班長を務めるA氏より収集した資料を基に「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾が策定された経緯や目的を明らかにする。A氏はこの方針の策定に関わった人物であることから、関係資料の提供

を依頼した。

A氏から収集した資料^{注2)}は、以下の5点であった。1点目は「令和元年度第2回静岡県教員育成協議会 会議要旨」、2点目は「令和2年度第2回静岡県教員育成協議会 会議要旨」、3点目は「教員志願者確保のための方策」、4点目は静岡県内の大学に大学生が教職への意欲が低下するきっかけとなる出来事を調査した「アンケート結果一覧」、5点目は教育実習生が何時に実習校を退校しているのか調査した「教育実習に関するデータ」である。1点目と2点目は、令和元年度と令和2年度に実施された協議会の会議内容をまとめたものであり、静岡県教育委員会のホームページにも提示されているものとなっている。また、3点目と4点目の資料に関しては、令和元年

表1 静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）

1 静岡県が目指す教育実習
(1)採用時の教員に必要な資質能力の向上を図る教育実習 (2)子どもとともに学び、子どもと触れ合うことで教員の魅力を感じ、学生の教職への思いを確かなものとする教育実習 (3)ロールモデル（先輩教員）に接することで、実習生が職業としての教員の魅力に気付く教育実習
2 静岡県の目指す教育実習を実現するための方針
(1)静岡県教員育成指標の採用時の姿を参照し、実習計画を作成する。 (2)子どもと触れ合う時間を十分に確保する。 (3)教員の魅力を実習生に伝える時間を確保するとともに、生き生きと働くことで実習生に教員の魅力を伝える。
3 留意点
(1)実習後に大学で教職課程の総仕上げとなるカリキュラムが用意されているため、実習ではその時点における課題の明確化を目的とする。 (2)書類作成を簡略化し、子どもと触れ合う時間を確保する。 （例：指導案（略案）や板書計画の活用、箇条書きによる実習記録の作成など） (3)指導教員が1人で抱え込まず、チームで指導する。また、実習生に適切な指導を行うため、指導教員1人が担当する学生数は最大3人までを目安とする。 (4)実習生が相談しやすい雰囲気・環境を作る。 (5)実習生とは担当する単元、教材等について事前に打合せを行い、実習の準備ができるようにする。 (6)教育実習は、実習生に対する指導も含めて、原則として勤務時間内に行う。
4 その他
(1)教育実習以外にも学校体験活動に参加する学生を積極的に受け入れ、子どもと触れ合う機会を確保する。 (2)大学と協働し、初めて実習生の指導教員になる若手教員用に教育実習の留意事項をまとめたeラーニングコンテンツを静岡県教育委員会が作成し、支援する。

度第2回静岡県教員育成協議会の補足資料として提示され、5点目の資料は令和2年度第2回静岡県教員育成協議会の補足資料として提示されたものである。

結果では、1点目と2点目の会議要旨に関しては、「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶について静岡県教員育成協議会事務局（以下「事務局」と略す）が述べている箇所を全文抜き出して提示する。3点目と4点目、5点目の補足資料に関しては、2つの会議の中で実際に根拠データとして示されたものを図表にまとめる。

3. 結果

3.1 令和元年度第2回静岡県教員育成協議会の会議要旨

この会議は令和元年12月23日に開催されたものであり、冒頭は教育長挨拶から始まり、「数年来、公立学校の教員採用試験の倍率が低下傾向にあり、教員志願者確保に向けて、対応が求められている」と示されている。教員志願者確保について、事務局から以下の通り現状報告が行われていた。

数年来、小学校の採用試験の倍率が低下し、平成30年度採用以降、3倍を下回っている。志願者自体はそれほど減少しておらず、採用の増加が倍率低下の主な要因である。ただ、国立大学教育学部の学生の教員就職率は、59%であることから、志願者を増やす余地はある。

そこで、県内の教職課程を持つ16大学に学生が進路を変更する契機となった出来事に関するアンケートを実施した。学生が進路変更をするきっかけは、「(1) 教員の労働環境」、「(2) 民間企業の魅力」、「(3) 教育実習」、「(4) 入学時から教職に対する意識が希薄」の4点に整理できる。(2)については、県としては対策ができないが、(1)については、業務改革プランの策定や支援のための人員配置、(4)については

教員の魅力を伝える機会を設けている。(3)については、特に対策ができていないため、養成部会（静岡県教員育成協議会の分科会の一つ）で協議を行った。

教育実習が進路変更の契機となった理由は、「子どもと触れ合う時間が確保できなかった」、「指導案の作成が負担であった」などである。そこで教育実習が教員の魅力を感じる場になるよう、ガイドライン作成の要望が養成部会（静岡県教員育成協議会の分科会の一つ）に参加した大学からあった。ガイドライン作成を含めて、志願者確保のために県としてすべき点について、意見をいただきたい。

※下線は本研究者が追記した。

教員採用試験の倍率に関しては、補足資料「教員志願者確保のための方策」に詳細なデータが示されており、教員採用試験の倍率の推移を校種別にまとめたものを図1に示す。尚、このデータは「平成27年度」から「令和2年度」に採用された者の倍率であり、例えば、「令和2年度」は令和元年度に受験し、令和2年度に採用された者の倍率を示している。

事務局が指摘している通り、小学校の倍率が減少傾向となっており、さらに中学校に関しても「平成27年」の4.3倍と比較すると「令和2年」が3.6倍と減少していることが分かる。一方、高等学校と特別支援学校については、ほぼ横ばいとなっており、「令和2年」に着目すると高等学校の倍率は上昇している。

次に県内の教職課程を持つ16大学へのアンケート結果について、補足資料「アンケート結果一覧」では、「教職への意欲が低下するきっかけとなる出来事」が大学ごとに自由記述方式で提示されており、その結果を表2に示す。

事務局の指摘通り、7つの大学が教育実習を意欲低下のきっかけとして挙げており、中には教育実習を終えた後に断念するケースも存在することが明らかになっている。また、

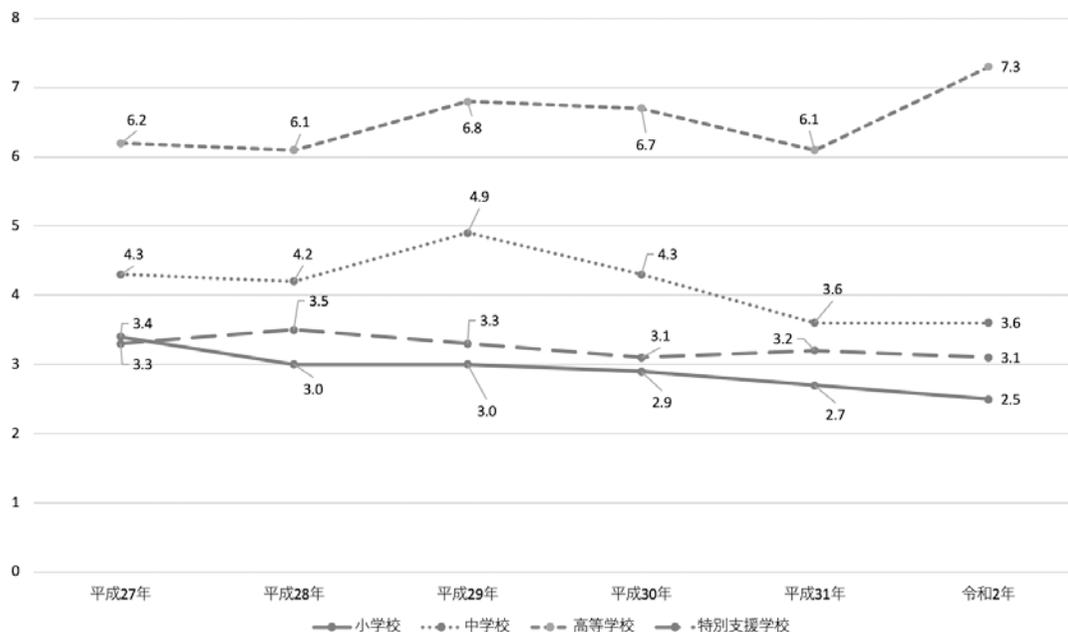


図1 教員採用試験の倍率推移（静岡県）

その他にも「教員の労働環境」、「民間企業の魅力」、「入学時から教職に対する意識が希薄」がアンケート結果から見受けられたが、特に対策ができていないという理由から県として「教育実習」への対策を重視していく方針であることが示されている。補足資料「教員志願者確保のための方策」の中に、「教員の労働環境」については「業務改革プラン、部活動ガイドラインの策定」、「SSS（スクール・サポート・スタッフ）、SC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）等の配置」が静岡県の取組として実施されていると記述されている。同じく、「入学時から教職に対する意識が希薄」については「教職の魅力の紹介」に取り組んでおり、「学校体験活動の推奨」、「総合教育センター視察受入」、「大学訪問による教職の説明」、「ふじのくに中学生・高校生のための教職セミナー」などを実施していることが記されている。一方で上述した通り、「教育実習」については、教員志願者の確保という観点での県レベルでの取組がこれまでは行われてこなかった。

最後に事務局が考える「教育実習」が学生の教職への意欲を低下させるプロセスと今後

実習生に対して配慮が必要なことについて、補足資料「教員志願者確保のための方策」に基づいて記述する。

まず教職への意欲を低下させるプロセスに関しては、「教育実習に行くことにより、教員の労働環境（長時間労働、休みの取れない学校）を知り、民間企業の方が魅力的に見える」と示している。そして、結果的に教職を選択しない。このようなプロセスに対応するため、事務局は今後実習生に対して配慮が必要なこととして3点挙げている。1点目は「勤務時間を大幅に超過した指導」、2点目は「朝練習や休日の部活動指導への参加の強要」、3点目は「教職への意欲を失うような声かけ」、これらに配慮して教員の魅力を体感する教育実習へと変化することを目指している。

以上、令和元年度第2回静岡県教員育成協議会では、「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」が策定される前段階として、「教育実習」への対策を行う理由と今後の「教育実習」の方向性が事務局より提示されていた。

表2 教職への意欲が低下するきっかけとなる出来事

A大学	・教育実習の体験
B大学	・好きなことと教えることは違うと気づき自信喪失 ・自分の将来について考え始めるようになったこと ・留学により視野が広まったこと
C大学	・教育実習の期間中に教師としての適性に疑問をもったこと ・一般企業への就職活動に専念
D大学	・教育実習許可条件の未到達 ・教育実習での適性判断 ・教育実習中の指導教員等との関係性
E大学	・進路変更 ・教職適性への悩み ・諸報道の情報理解、他業種との比較による悩み
F大学	・公務員試験と教員採用試験を比較し、公務員を選択 ・一般企業から内定をもらい、一般企業を選択する
G大学	・教育実習における失敗経験
H大学	・教育実習受講が困難になった時
I大学	・座学中心、覚えることの多さに対して意欲低下 ・一般企業の内定の早さを見聞したこと ・教員の多忙さの話題に触れたこと
J大学	・自己の適性等への理解が進むこと ・家庭の経済的困窮 ・部活動に専念 ・民間企業等への就職に関心が向くこと
K大学	・進路選択を絞り出す頃 ・内定が決まりだす頃
L大学	・看護科目の単位取得の優先
M大学	・教育実習を通して、理想と現実の違いに気付いたこと ・採用試験の模試を受け、学力不足に気付いたこと ・多忙化の実態を把握したこと
N大学	・教育実習で幼稚園教諭は自分には合わないと感じた学生がいた ・公立のこども園で多忙さや人間関係を見て公立受験を止めて私立幼稚園を希望した学生がいた

3. 2 令和2年度第2回静岡県教員育成協議会の会議要旨

この会議は令和2年12月24日に開催されたものであり、「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」の策定を協議したものであった。事務局からは以下の通り、説明されていた。

教員採用試験の倍率は、小学校教員については3倍を下回っている。そのような中、学生が教員か

ら進路変更するきっかけの1つに教育実習がある。実習中に、半分以上の学生が勤務時間を2時間程度上回っているという実態がある。また、指導案作成等に多くの時間が割かれているという実態もある。それらを踏まえ、「静岡県が目指す教育実習（案）」を作成した。

静岡県の目指す教育実習を実現するために

・静岡県教員育成指標の採用時の姿

を参照し、実習計画を作成する。

- ・子どもと触れ合う時間を十分に確保する。

- ・教員の魅力を実習生に伝える時間を確保するとともに、生き生きと働くことで実習生に教員の魅力を伝える。

以上3点を方針とした。また、留意点には、書類作成を簡略化し、子どもと触れ合う時間を確保することやチームで指導すること、実習生と事前打ち合わせを行い、実習の準備をすること、実習は原則として勤務時間内に行うことなどを記載した。

教育実習以外にも学校体験活動に参加する学生の積極的な受け入れや初めて実習生の指導教員になる若手教員用に教育自習の留意事項をまとめたeラーニングコンテンツを県教育委員会が作成し支援することも示している。

事務局から説明された「実習中に、半分以上の学生が勤務時間を2時間程度上回っている」という報告に関しては、補足資料「教育実習に関するデータ」に平成30年度の平均退校時間が記述されている。このデータは、A大学の教育実習生に調査を行ったものであり、表3の通りとなっている。実習が2週間の学生のほとんどが19時前後の退校時間となっており、3週間の学生に関しても約半数の学生が19時前後であった。中には、20時や21時前後まで実習校に残っている学生の存在が明らかになっていた。

また、会議要旨の中では、教育長が「より魅力的な教育実習を進めていく」と発言したことが記録されている。このように勤務時間内に実習を行うことや指導案の作成を簡略化することで、実習生と子どもたちとの関わりを多くし、教育実習を通して教員の仕事に魅力を感じてもらうことが「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾の重要視する点であることが示されていた。

表3 平均退校時間

時間	実習（3週間）	実習（2週間）
17時前後	4.0%	3.8%
18時前後	51.8%	39.7%
19時前後	33.9%	32.1%
20時前後	8.6%	17.2%
21時前後以降	1.7%	7.2%

4. 考察

本研究では、「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾がどのような経緯や目的で策定されたのかを静岡県教員育成協議会の会議要旨および補足資料から明らかにすることを目的とした。

「令和元年度第2回静岡県教員育成協議会の会議要旨」に提示されていた通り、教育実習に関する方針を策定した背景には、「教員志願者減少」という課題があった。実際に静岡県内の採用倍率は特に小学校および中学校で減少傾向であり、また教育実習に関してはこれまで県レベルでは対策を行っていなかったという理由から教育実習についての方針を策定したことが明らかになった。教員志願者の減少は全国的に見られ、図2は文部科学省が全国の教員採用試験の倍率を提示した資料⁷⁾を基に本研究者がまとめたものである。全ての校種で教員採用試験の倍率が減少傾向となっており、静岡県教育委員会が着目していた小学校の倍率においても、全国的に3.0倍を下回る結果となっている。さらに、静岡県と採用者数が同様である岐阜県では、小学校の令和2年度採用者の倍率は2.2倍と低い水準となっている⁷⁾。したがって、教員志願者の減少については、地方の県に限らず、全国的にも課題となっている現状がある。

次に、各大学に教職への意欲低下のきっかけを調査した結果をまとめた「アンケート結果一覧」にも教育実習が教職を断念する理由の一つとして挙げられていた。補足資料「教

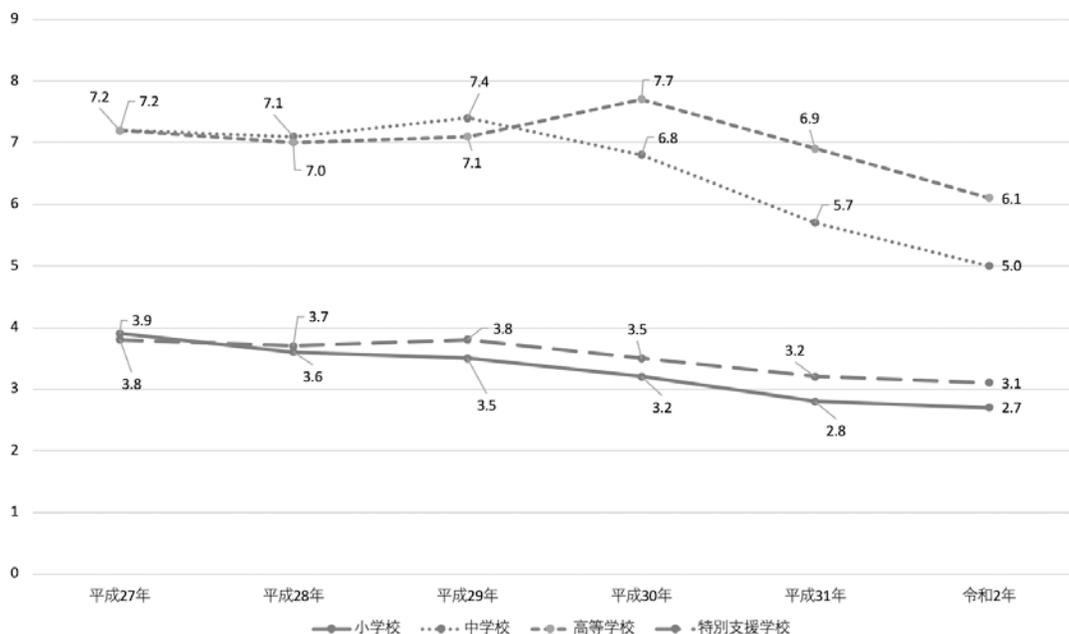


図2 教員採用試験の倍率推移 (全国)

員志願者確保のための方策」で提示されていたが、このように、教育実習に参加した実習生が教職を断念するプロセスを事務局は問題視していた。その他にも教育実習の経験が教職を断念する理由になった事例報告があり、三浦⁸⁾は学生側の言い分しか把握できていないとした上で、「実習終了後に必要書類を実習校に取りに行けなくなるほど、実習中の出来事に深く傷ついた様子が見受けられた」、「指導教諭が実習の事前打合せを無断で欠席し、その後も指示された内容が頻繁に変わる、事前相談の通りに行ったことをあとで皆の前で叱責される」といった事例を示した。「静岡県が目指す教育実習 (教育実習の実施方針)」⁶⁾には、実習生が相談しやすい雰囲気を作ることや実習生の指導には1人で抱え込まずにチームで指導することが組み込まれており、上述した事例にも効果的であると考えられる。

一方、教育実習によって教職を断念する事例には大学側としての教育が必要と提言する研究も存在する。大野木・宮川の研究⁹⁾では、教育実習不安の構造化を行っており、「授業実践力」、「児童・生徒関係」、「体調」、「身だしなみ」が抽出されている。いずれも大学側

の指導によって改善できる因子であり、特に第一因子として抽出された「授業実践力」については大学の教職課程において十分に学習する必要がある。また、山本らの研究¹⁰⁾では、学校現場側からも教育実習生に対して「社会人としての態度・マナー」を身につけておいて欲しいという意見や「子どもとも大人ともしっかりコミュニケーション」を取れるようにして欲しいという意見が表出していることが報告されている。さらに相良¹¹⁾も「受け入れ校が実習生に良い印象を持てば、教育実習の教育効果も高まることが期待できる」と述べている。このように、教育実習生に対しては大学側からの事前指導が重要であり、教育実習校を決める前から実習を行う予定の学生との十分な面談が必要になる。緒言で示した通り「教育実習」は、受け入れ校の大きな負担である。それに加え、実習校の児童生徒の生涯を左右する可能性がある科目であることから、学生には教員を志す程度を含め、教育実習を行うための「覚悟」の有無を確認する必要があると考える。また、教育実習までの間には、学校教育現場の魅力とともに、社会人としてのマナーや教員としての責務等を理

解させておく必要がある。

次に、「令和2年度第2回静岡県教員育成協議会の会議要旨」では教育実習生に教職の「魅力」を感じてもらおうことを目指すために「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾を策定することが提示されていた。結果に示した通り、実習が勤務時間内に終わらない現状があり、教員という仕事に対して魅力を感じられないケースが報告されている。特に、実習生の「苦労」については、徐ら¹²⁾が「指導案」、「授業準備」、「時間」と関係があったことを明らかにしている。また、宮崎¹³⁾は実習中の教育実習生について「指導案の作成に時間がかかり、実習生が控室にこもっている」と報告している。「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾では、指導案についても方針を示しており、「書類作成を簡略化」と明記され、さらに具体例についても「指導案（略案）や板書計画の活用、箇条書きによる実習記録の作成」と記載している。指導案以外にも問題点を指摘している研究があり、鈴木¹⁴⁾は「学校文化を体験し、現在の学校文化に馴染むことができるかどうかを実習のテーマになってしまい、採用前研修的な要素が強くなりすぎる」と教育実習先の環境との適合が実習を左右していると述べている。このような問題については、「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾の留意点に「実習後に大学で教職課程の総仕上げとなるカリキュラムが用意されているため、実習ではその時点における課題の明確化を目的とする」と提示されている。「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾では、一貫して学校現場での実習時間を子どもとの触れ合い時間に充てることを重視しており、これまで以上に大学側での事前事後指導が重要になることが予想される。したがって、指導案などの書類作成を教育実習に行く前に十分な指導を行うこと、また実際に行った授業の記録を残すことや教育実習を終えた後に実習生の課題点を指導教諭と共有するなど、教育実習の振り返りが今後さらに重視されると推察する。

ここまで、「静岡県が目指す教育実習（教

育実習の実施方針）」⁶⁾が策定された経緯と目的について考察を展開してきたが、見方を変えると、教育実習生の実習環境を従来よりも緩和する方針という見方もできるのではないだろうか。例えば、勤務時間内での実習を原則とすることや略案を取り入れることを推奨する記述だけを見ると、実習校が教育実習生の指導において、萎縮する場面が生じるのではないかと危惧する。単に教員志願者の数（特に小学校）を増やすのではなく、教員として適性のある教員志願者数を増やすことが肝要であり、そのことは、校種を問わずすべての学校関係者には異論のないところであると考ええる。

今回策定された方針において、静岡県が目指す教育実習として「採用時の教員に必要な資質能力の向上を図る」とあり、さらに「静岡県教員育成指標の採用時の姿を参照」と記述されている。「静岡県教員育成指標」¹⁵⁾では、教員の資質能力についてキャリアステージごとに「教育的素養」「総合的人間力」「授業力」「生徒指導力」「教育業務遂行力」「組織運営力」の6領域に分かれている。特に「採用時」の概要には「教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める」と示されている。教育に対して真摯な姿勢があるのかを判断するのは大学側の事前指導の役割であり、反対に意欲がないと判断すれば教育実習を見送るように指導することも必要であると考ええる。また、教育実習の在り方について考察した長澤¹⁶⁾は「一般に教育実習の参加資格を整えるまでの期間がかなり長く必要で、実習中に適性が合わないことが発覚しても、軌道修正する時機を逸している場合が普通である」と述べている。教職を検討する分岐点を「事前事後指導」や「教育実習」にするのではなく、教職を目指す大学生に対して1・2年生のうちから、将来のことについて考えさせるカウンセリング等の実施が重要である。

6. まとめ

「静岡県が目指す教育実習（教育実習の実施方針）」⁶⁾の策定の背景には、教員志願者（特

に小学校教員)の減少傾向への対応があり、大学生が教育実習を通じて教員の魅力を感じることによって教職への意欲が向上し、その結果として、教員志願者の確保につなげるという県教育委員会のねらいがあることが明らかになった。そして、この方針の内容を検討したところ、実習校での指導はもとより実習生を送り出す大学側の指導が重要となるという理解に至った。特に、送り出す実習生の教育実習に対する「覚悟」を十分に確認し、実習校での指導が萎縮したものにならないように大学側から実習校に積極的に連携を図っていくことが極めて大切であると考え。教員志願者の確保は課題ではあるが、教員の「質」が低下することはあってはならない。したがって、「事前事後指導」を「静岡県教員育成指標」を参考に、より一層充実させていく必要がある。

7. 今後の課題

今回着目した「静岡県が目指す教育実習(教育実習の実施方針)」⁶⁾は教員の魅力を実習生に伝え、教員志願者の確保につなげるねらいがあったが、この方針の検討材料としたデータ等も大学生を中心に捉えられているものであった。今後は、学校現場にも着目し、教育実習の検討が必要であると考え。特に、学校現場がこの方針が策定されて、どのように捉えたのか、またそれに伴う学校現場側からの課題等を明らかにすることで、今後教育実習校と大学の連携がさらに強固なものとなり、教員として適性のある教員志願者の確保につながる教育実習について検討することができる。と考える。

謝辞

本研究の調査に御協力いただいた静岡県教育委員会の関係各位に御礼申し上げます。

注

1) 静岡産業大学はホームページ (<https://www.ssu.ac.jp>)に「SHIZUOKAをつくる大学」と謳っている。この文言は、「あなたをつくることは、静岡をつくること。世界をつくる

こと」と述べられているように、静岡産業大学を卒業した者が静岡県の成長や発展の原動力になるという意味が込められている。

2) 今回収集した資料(「令和元年度第2回静岡県教員育成協議会 会議要旨」、「令和2年度第2回静岡県教員育成協議会 会議要旨」、「教員志願者確保のための方策」、「アンケート結果一覧」、「教育実習に関するデータ」)については、静岡県教育委員会のA氏より論文での開示の許可を得ている。

引用文献

- 1) 岐阜新聞;教育実習校、重い負担 「深夜まで業務は当たり前」、2020年10月4日。
- 2) 中央教育審議会;今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申), 教員をめぐる現状, 2006, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337000.htm (2021年8月2日参照)
- 3) 国立教育政策研究所;教員環境の国際比較:OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 報告書—学び続ける教員と校長—, ぎょうせい, 2019。
- 4) 柴山直, 高橋桂子, 鋤柄佐千子, 五十嵐由利子;受入校からみた教育実習の実態調査に関する報告, 教育実践総合研究, Vol.2, pp.63-74, 2003。
- 5) 紅林秀治, 江口尚純, 板垣秀幸, 村上陽子, 梅澤収;教育実習の実施状況に関する調査報告, 静岡大学教育実践総合センター紀要, Vol.22, pp.195-203, 2014。
- 6) 静岡県教育委員会;静岡県が目指す教育実習(教育実習の実施方針), 2021, <https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kyousyokuin/kyouikujissy/jissihousin.html> (参照日:2021年8月2日)
- 7) 文部科学省;令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況, 2021, https://www.mext.go.jp/content/20210201-mxt_kyoikujinzai01-000012429-2.pdf (参照日:2021年8月2日)
- 8) 三浦朋子;教育実習指導における大学

- の役割および実習校との連携の可能性：
実習先指導教諭の考えを手がかりとして、
亜細亜大学課程教育研究紀要, Vol.4,
pp.1-9, 2016.
- 9) 大野木裕明, 宮川充司; 教育実習不安の
構造と変化, 教育心理学研究, Vol.44,
No.4, pp.454-462, 1996.
 - 10) 山本礼二, 枝元香菜子, 渡邊はるか, 藤
谷哲, 峯村恒平; 教育実習の課題と学校
インターンシップのニーズ: 小中学校・教育
委員会へのインタビュー結果の分析から,
目白大学高等教育研究, Vol.26, pp.107-
113, 2020.
 - 11) 相良麻里; 教育実習に関する効果的な
事前・事後教育の検討—実践的指導力
の基礎(2), 東京家政大学博物館紀要,
Vol.15, pp.1-10, 2010.
 - 12) 徐広孝, 中西健一郎, 和田雅史, 小澤治夫;
保健体育科教育実習生の実態調査: 公立
学校と私立学校の違い及び教育実習生の
苦楽に与える要因の分析, スポーツと人間,
Vol.2, No.2, pp.61-67, 2018.
 - 13) 宮崎明世; 筑波大学と附属学校との連携
による、保健体育科教育実習のあり方の
検討—大学における事前指導および指導
計画の作成法, 筑波大学体育科学系紀要,
Vol.33, pp.99-105, 2010.
 - 14) 鈴木英夫; 専門家教師を育てるための教
育実習のあり方について, 神奈川大学心
理・教育研究論集, Vol.42, pp.237-244,
2017.
 - 15) 静岡県教育委員会; 教員育成指標,
2021, [https://www.pref.shizuoka.
jp/kyouiku/kk020/documents/1_
shizuokakenkyouinikuseishihyou.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk020/documents/1_shizuokakenkyouinikuseishihyou.pdf)
(参照日: 2021年8月2日)
 - 16) 長澤光雄; 教育実習のあり方に関する
一考察, 秋田大学教職教育研究会報,
Vol.6, pp.4-11, 2007.

